

令和8年度地域防災リーダー向け研修・全体会議運営等業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度地域防災リーダー向け研修・全体会議運営等業務委託仕様書

2 委託期間

本業務の契約期間は、契約締結日から令和9年（2027年）2月26日（金）までとする。

3 業務の目的

令和7年8月豪雨では、「共助」を担う自主防災組織等の活動の地域間のばらつきという現状が浮彫りとなった。

そのため、活動の核となる「地域防災リーダー（防災士等）」の育成・連携強化による活動の活性化を図ることで、「共助」の強化、ひいては県全体の地域防災力の底上げを図る。

4 留意事項

本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令を遵守するとともに、委託者である熊本県と受託者が十分協議を行うものとし、受託者は、業務の進捗状況を随時県に報告し、適宜指示を受けるものとする。

また、業務に関する疑義が生じた場合は、適宜県と協議の上、県の指示に従い業務を遂行するものとする。

5 業務内容

業務にあたっては、防災の知見を有している方や地域防災リーダーとして実際に活動されている方等、防災現場に精通した方の意見を参考にしながら進めていくこと。なお、詳細な内容については、(1)～(2)のとおり。

(1) 圏域別研修会実施

地域防災リーダー向けの圏域別研修会を以下のとおり実施する。

圏 域 別 研 修	
目的(狙い)	○地域防災に係る知識習得・参加者の交流等 ・防災関連情報等に係る学び直し ・各圏域の災害リスク対応等の知識習得 ・地域防災活動のモチベーション向上 ・圏域内の連携体制の構築
対象	○地域での防災活動に関わる以下の方 ・防災士アドバイザー ・防災士等の資格取得後、更に知識習得を目指す方 ・地域防災活動で更に活躍したい方
研修概要	時期：令和8年（2026年）9月～12月 場所：5圏域【熊本市・県央(熊本市除く)・県北・県南・天草】 ※会場は提案による 回数：各圏域1回 定員：各回50～100名程度 時間：180分程度

(2) 全体会議実施

地域防災リーダー向けの全体会議を以下のとおり実施する。

全 体 会 議	
目的(狙い)	研修受講者等の交流・情報交換等 ・防災に携わる方々の知識・経験の共有 ・災害時における各地域同士の応援・受援のための連携体制の構築
対象	圏域別研修受講者等
会議概要	時期：令和8年（2026）年12月～令和9年（2027年）2月 ※圏域別研修会実施後 場所：熊本市※会場は提案による 回数：1回 定員：100～200名程度 時間：180分程度

※共通事項

- ・受託者において、研修内容及び会議内容の企画を行い、県と協議の上決定する。
- ・参加者の募集及び取りまとめは受託者において行い、参加者名簿（連絡先等含む）を作成すること。なお、参加者は県内各地から募集し、参加者に費用負担は求めないこととする。
- ・会場の選定については、県と受託者が協議した上で決定することとし、会場との調整は受託者において実施すること。なお、会場費は受託者負担とする。
- ・研修会及び会議の講師は、受託者や、受託者が県と事前協議により依頼した外部講師、県が別途受託者と共有する「熊本県防災士アドバイザー名簿」に記載されたアドバイザーの内から選定することとする。

ただし、各研修、会議において、少なくとも1名は防災士アドバイザーを講師として選定するものとする。受託者においては、必要に応じ熊本県防災士アドバイザーと調整を行う。

なお、防災士アドバイザーの謝金単価は1時間5,000円、旅費は実費によることとし、講師への謝金、旅費（委託費に含む）の支払いは受託者にて行うこと。

- ・研修及び会議資料については、受託者において基本となる資料を作成し、講師において必要に応じ資料の追加等を行うものとする。
- ・受託者において、配布資料の作成、印刷を行うものとする。
- ・研修会に必要な備品等は受託者が準備するものとする。

6 成果物

次のとおり提出すること。

(1) 提出物

○圏域別研修会・全体会議実施状況報告書

- ・研修会・全体会議実施状況報告書と研修会・全体会議で使用した資料等の電子データを提出すること。
- ・報告書の様式は任意であるが、内容や参加人数、写真等を含め、開催箇所毎の実施状況がわかる内容とすること。

○圏域別研修会・全体会議参加者名簿

- ・各参加者の連絡先（メールアドレス等）を含んだ参加者名簿とすること。

(2) 提出方法

電子データについては以下の形式により CD-ROM 等の記憶媒体に記録して提出する。

- ・印刷物 PDF データ
- ・画像 JPEG 形式又はビットマップ形式
- ・文章 Microsoft Word ファイル
- ・名簿 Microsoft Excel ファイル

(3) 提出期限

令和9年(2027年)2月26日(金)

(4) 納入場所

〒862-8570 熊本県知事公室危機管理防災局防災推進課地域防災推進班
(熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県防災センター2階)

(5) その他

- ・受託者は、本業務が完了したときは、前項に示す成果物を業務完了報告書(任意様式)とともに提出し、県の検査を受けるものとする。
- ・受託者は、県が指示し受託者が同意する場合は、履行期間途中においても成果物の部分引き渡しができるものとする。

7 著作権

- (1) 本業務の履行に伴い制作された成果物に関する全ての著作権は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 機密保持等

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報の保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (2) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が、業務を処理するにあたっての個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
特に、電子メールの一括送信等を行う場合には、Bccによる送信を徹底すること。
また、文書の郵送にあたっては、封筒の宛名と異なる宛名の文書を封入しないよう、個人情報が記載された文書は、可能な限り文書自体に送付先を印刷し、窓付き封筒を使用すること。
- (3) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が、業務を処理するにあたっての電子情報の取扱いについては、別記2「電子情報に関する取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は情報の漏洩若しくは目的外使用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに県に報告するものとする。
- (5) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担するものとする。
- (6) 受託者は、この項目について、本業務の契約期間の終了後においても同様のものとする。

9 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、県に提出すること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務概要
 - ② 実施方針
 - ③ 業務工程・スケジュール
 - ④ 組織体制

10 再委託

受託者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、県の文書による承諾を得たときは、この限りでない。

11 その他

本仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務上、当然行わなければならない事項と認められるものについては、受託者において補足するものとする。

(別記1)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条又は第180条の規定に該当した場合は

罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

別添様式1 (第4及び第7関係)

令和 年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等について
令和8年度地域防災リーダー向け研修・全体会議運営等業務委託契約「個人情報取扱特記
事項 第4及び第7」に基づき、個人情報の取扱いに係る責任者等並びに作業場所について、
下記のとおり報告します。

記

1 個人情報保護責任者

所属・役職	氏名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

所属・役職	氏名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

※報告者の押印を省略する場合

書類発行責任者氏名：	連絡先（電話番号）：
担当者氏名：	連絡先（電話番号）：

令和 年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(名称及び代表者氏名)

個人情報保護責任者及び作業従事者の管理及び実施体制等の変更について
令和 8 年度地域防災リーダー向け研修・全体会議運営等業務委託契約「個人情報取扱特記
事項 第 4 及び第 7」に基づき、令和 年 月 日付けで報告した個人情報の取扱いに係る
責任者等並びに作業場所について、下記のとおり変更するため、報告します。

記

1 個人情報保護責任者

(変更前)

所属・役職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

(変更後)

所属・役職	氏 名	連絡先 (事故発生時等)

2 作業従事者

(変更前)

所属・役職	氏 名

(変更後)

所属・役職	氏 名

※ 必要に応じて欄を追加すること。

※ 作業従事者は、当該個人情報取扱事務に照らし、必要最小限の人数とすること。また、個人情報保護責任者は当該作業従事者を確実に把握しておくこと。

3 作業場所

(変更前)

--

(変更後)

--

※甲の承諾を得た上で、当該作業場所にて業務を実施すること。

※上記1～3のうち変更のない事項については、空欄のまま提出して差し支えない。

※報告者の押印を省略する場合

書類発行責任者氏名：	連絡先（電話番号）：
担当者氏名：	連絡先（電話番号）：

別記様式3（第13関係）

令和 年 月 日

熊本県知事 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(名称及び代表者の氏名)

個人情報記録された電子情報の消去等について

令和8年度地域防災リーダー向け研修・全体会議運営等業務委託契約「個人情報取扱特記事項 第13」に基づき、個人情報記録された電子情報については、適正に消去及び廃棄したことを報告します。

※報告者の押印を省略する場合

書類発行責任者氏名：	連絡先（電話番号）：
担当者氏名：	連絡先（電話番号）：

電子情報に関する取扱特記事項

委託者熊本県（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）は、業務を処理するための電子情報の取扱いについて、次のとおり取り決める。

（基本的事項）

第1条 乙は、業務に係る電子情報保全対策の重要性を認識し、業務を実施するに当たっては、電子情報（電子計算機等の内部に保存された情報及び入出力媒体に記録された情報をいう。以下「データ」という。）について適正に取り扱い、データの漏えい、滅失、毀損等の防止に万全の体制を構築しなければならない。また、業務の遂行に当たっては、乙は甲の指導に従うとともに、業務の従事者に対して適切な指示及び管理を行わなければならない。

（電子情報の保全）

第2条 乙は、自己の責任において、データの漏えい、滅失、毀損等を防止するため、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- （1）自己の責任においてデータ（監査を行った際の出力帳票及び入出力媒体に記憶された情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損等を防止すること。
- （2）業務において取得したデータを、全て甲に提出すること。
- （3）業務を履行する目的以外に、データを保有し、複写し、又は使用しないこと。

（秘密の保持）

第3条 乙は、いかなる場合も業務の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する社員その他の者に対し前項に規定する義務を遵守させるため、秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、甲の承諾なしにこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第5条 乙は、業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務の工程の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、事前に甲に通知し、甲の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、乙は、第三者の選任及び監督について一切の責任を負うものとする。

2 前項の規定により乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、乙は、この契約に規定する甲の権利行使を阻害しないよう、かつ、この契約に規定する乙の義務履行に違反しないよう、当該第三者との間で書面により約定するものとする。

(報告・調査)

第7条 甲は、乙に対して必要があると認めるときは、この契約の履行状況等について、随時に報告を求め、調査を行うことができる。

2 前条第1項の規定により、乙が第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、甲が当該第三者に対してこの契約の履行状況等について、随時に報告を求め、又は調査を行うことができるよう、乙は、当該第三者と特約を結ぶものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの契約に違反することにより損害を被った場合は、当該損害につき乙に損害賠償請求をすることができるものとする。